

富田林市要綱第70号

富田林市医療機関等物価高騰対策支援給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や電気、ガス料金、原材料費の仕入価格等の物価高騰が続く中、本市内で医療を提供する病院、診療所、薬局、施術所等（以下「医療機関等」という。）に対し、富田林市医療機関等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、当該医療機関等の負担軽減を図り、安定的な医療提供体制を確保することを目的とする。

(対象医療機関等)

第2条 給付金の支給対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた病院、診療所若しくは薬局
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項の規定による届出に係る同項に規定する施術所又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所であって、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けている施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める医療機関等

2 対象医療機関等は、給付金の申請時点で次の各号のいずれにも該当する場合に、給付金の申請をすることができる。

- (1) 現に医療機関等を運営し、今後も継続して運営を行う意思があること。
- (2) 富田林市内に設置された医療機関等であること。
- (3) 受診者を限定せず、広く市民に対して診療を行っていること。
- (4) 物価高騰の影響を受けていること。

3 同一の住所に複数の医療機関等を設置している場合は、いずれか一つの医療機関等が給付金の申請をすることができる。ただし、薬局については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、対象医療機関等の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）

第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当し、又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者が経営に事実上参画しているときは、支給対象としない。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる医療機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 病院 1か所につき300,000円
- (2) 診療所及び薬局 1か所につき100,000円
- (3) 施術所 1か所につき50,000円
- (4) その他医療機関等 1か所につき50,000円

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする医療機関等(以下「申請者」という。)は、富田林市医療機関等物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、令和8年11月2日から令和9年2月26日までの間に行わなければならない。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、富田林市医療機関等物価高騰対策支援給付金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するとともに、給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、給付金の支給が不適当と認めるときは、富田林市医療機関等物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第6条 市長は、前条第1項の支給決定を受けた申請者(以下「支給決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) やむを得ない事情がある場合を除き、令和8年度中において運営の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(書類等の保存)

第7条 支給決定者は、この要綱により交付を受けた給付金に係る関係書類、関係帳簿等を5年間保存しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、給付金に関し必要があると認めるときは、支給決定者に対し、報告を求め、又は帳簿等の提出を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支給決定者は、給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱による失効前に交付した給付金に対する第6条から第9条までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。